

諮問番号：諮問第1号

答申番号：答申第1号

答申書

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の意見は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

① 審査請求人の主張の要旨

自分は精神障害2級であり、保護停止処分となれば、生活できず死ぬしかないので、処分を取り消してほしい。

自分なりに反省しており、処分庁の指導指示には従う。

② 審査庁の主張の要旨

審理員意見書に記載のとおり、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

① 処分庁の6項目の指導指示事項について審理した結果、いずれも審査請求人の義務違反の是正等を目的とするものであり、保護の目的達成に必要なものと認められることから、違法又は不当な点はない。

② 書面による指導指示事項に従わなかったといえるかについて審理した結果、審査請求人は、文書での指導指示の内容を了知しながら、なお暴力的・犯罪的言動に及んでいること、及び生活保護開始以後の継続した指導指示にもかかわらず効果が見られなかったと認められることから、処分庁が「文書による指導指示に従わなかった」場合に該当すると判断したことは、やむを得なかったと認められる。

③ 本件指導指示違反に対する措置としての「停止」処分の妥当性について審理した結果、本件処分における指導指示事項は、軽微なものとは認められないこと、及びこれまで処分庁が審査請求人に対し指導指示を繰り返し行ってきたにもかかわらず改善が見られない状況であることから、処分庁が、生活の維持、向上その他保護の目的達

成のためには、保護の変更処分では処分の効果がないと判断したことは、やむを得ないものと認められるため、処分庁が「停止」処分を選択したことは妥当である。

- ④ 停止処分に至るまでの手続の適法性について審理した結果、審査請求人には防御の準備を行う利益は保障されていたと認められ、本件処分の手続が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第62条第4項後段の規定に違反しているとはいえない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成28年8月16日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年9月12日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

審査請求人は、本件処分の違法性について具体的な主張をしていないことから、本件審査請求の争点は、審理員意見書にあるとおり、本件処分の前提となる指導指示事項並びに本件処分そのもの及び本件処分に至る手続について違法又は不当な点はないかということにある。

ア 処分庁の指導指示書による指示事項については、審査請求人の生活保護法第60条に規定する生活上の義務違反の是正を目的とするもの等であり、いずれも保護の目的達成に必要なものと認められることから、違法、不当な点はない。

イ 審査請求人が書面による指導指示事項に従わなかったといえるかについては、①処分庁が発出した2度の指導指示書について、審査請求人はその受領をいずれも拒否したこと、②そのため、処分庁は、電話で指導指示書の概要について説明したこと、③処分庁は弁明の機会を付与し、審査請求人に対して指導指示書の遵守等を求めたが、審査請求人による暴力的・犯罪的言動が認められたことから、文書による指導指示に従わなかった場合に該当すると判断したことは妥当であると認められる。

ウ 停止処分の妥当性については、処分庁が審査請求人に対し、指導指示を繰り返し行ってきたにもかかわらず改善が見られない状況から、処分庁が、生活の維持、向上その他保護の目的達成のためには、保護の変更処分では処分の効果がないと判断

したことは、妥当であると認められる。

エ 停止処分に至るまでの手続の適法性については、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）に沿った指導指示であると認められ、また、審査請求人は、指導指示書による指導指示事項の内容及び指導指示書を受領しないという態度等により当該指導指示に従わない意思を表明し続けることが保護の停止又は廃止の理由となることを十分に了知していたものといえる。そして、審査請求人には防御の機会が保障されていたと認められ、本件処分の手続が、生活保護法第62条第4項後段の規定に違反しているとはいえない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対して弁明書の提出依頼を行い、審査請求人に対して弁明書の送付及び反論書の提出依頼を行ったほか、質問権を行使したことが認められ、その手続は適正なものと認められることから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会

委員 岡 本 博 志

委員 倉 員 央 幸

委員 塩 田 裕美子